

デイサービスセンターこうじゅ運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人函館鴻寿会（以下「本会」という。）が開設するデイサービスセンターこうじゅ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員（以下「介護従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態及び事業対象者である高齢者等（以下「高齢者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護事業および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従業者は、高齢者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービスセンターこうじゅ
- 2 所在地 函館市亀田町7番1号

（職員の職種および職務内容等）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を行う。
- 2 介護従業者
 - （1）生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて1名以上
利用の申込みに係る調整、相談助言、技術指導および介護計画等の作成にあたる。
 - （2）介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて2名以上
介護全般にあたる。
 - （3）看護職員 営業日ごとに1名以上
看護および保健指導にあたる。
 - （4）機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上（ただし、第（3）号に掲げる職員が兼務することができる。）
機能回復訓練にあたる。
 - （5）理事長が必要と認めた職員 若干名
車輛運転業務にあたる。

（営業日および営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から日曜日までとし、祝日も営業を行う。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分（サービス提供時間は午前9時00分から午後4時30分）までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18名以下とする。(第1号通所事業(国基準型サービス)の定員を含む。)

(内容)

第7条 指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業(国基準通所型サービス)の内容は、指定居宅介護支援事業者および地域包括支援センター等または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書および介護予防サービス・支援計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援およびサービスを提供する。

ア. 排せつの介助

イ. 移動および移乗の介助

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪および洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備および後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

4 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)および機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図られるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養(養護)

5 送迎に関すること

利用者の心身の状況および家族等の事情などの理由により送迎を必要とする利用者については、必要な支援およびサービスを提供する。

ア. 移動および移乗動作の介助

イ. 送迎

6 相談および助言に関すること

利用者およびその家族の日常生活における身上ならびに介護等に関する相談と助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する相談および助言

イ. 日常生活自具の利用方法の相談および助言

ウ. 住宅改良に関する相談および助言

エ. その他必要な相談および助言

(利用料等および支払いの方法)

第8条 指定地域密着型通所介護および第1号通所事業(国基準通所型サービス)を提供した

場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護および第1号通所事業（国基準通所型サービス）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を利用者から徴収する。

（1）食費は1日300円

（2）その他、指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）において提供される便宜のうち、アクティビティ・サービスにかかるものおよび日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 第9条の通常の送迎の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）に要した交通費は、その実費を徴収する。

4 第1項および第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、函館市（旧戸井町・旧恵山町・旧榎法華村・旧南茅部町を除く）区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを函館市に通報するものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 利用者が指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項および利用当日の健康状態を介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意すること。

2 利用者が教養娯楽等のサービスを受ける場合は、他の利用者と協調し介護従業者の指示に従うこと。

（緊急時等における対処方法）

第12条 介護従業者等は、指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 介護中に事故が発生した場合は、速やかに関係機関・家族等に連絡等を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 介護により万一事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行う。ただし事業所の責任によらない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第13条 管理者および防火管理者は、台風や地震等の非常災害に対処するための計画を作成するとともに、年2回定期的に避難および救出その他必要な訓練を行う。

(利用契約)

第14条 本会は、指定地域密着型通所介護および指定第1号通所事業（国基準通所型サービス）の提供の開始にあたり、利用者およびその家族等に対して地域密着型通所介護サービス利用契約書および第1号通所事業（国基準通所型サービス）利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族等と利用契約を締結する。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービス開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理および介護従業者等の健康管理)

第15条 事業所は、指定地域密着型通所介護および第1号通所事業（国基準通所型サービス）に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意すること。

2 事業所は、介護従業者に対し、感染症などに関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる。

(秘密保持等)

第16条 介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を守るため、介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を、介護従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合および利用者の家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(個別援助計画書の作成等)

第17条 事業所は、居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合はその計画書に基づいて、また利用者の心身機能の状態に応じた地域密着型通所介護計画書および第1号通所事業計画書を作成し、その内容について利用者またはその家族に対して説明するとともに、利用者の同意を得て、当該計画書を利用者に交付する。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第18条 介護従業者は、指定地域密着型通所介護および第1号通所事業（国基準通所型サービス）を提供した際には、その提供日および内容、当該地域密着型通所介護および第1号通所事業（国基準通所型サービス）に係る介護保険法第41条第6項または同法第53条第2項の規定による利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額およびその他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載すること。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した指定地域密着型通所介護および第1号通所事業（国基準通所型サービス）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講ずるとともに、利用者および家族に説明する。

(損害賠償)

第20条 本会は、利用者に対する指定地域密着型通所介護および第1号通所事業（国基準通所型サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、介護従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年3回

2 介護従業者は、指定地域密着型通所介護および第1号通所事業（国基準通所型サービス）に従事している間は、常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示すること。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、通所決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。